

岸和田市環境計画

～自然を友に 人・まち・未来～

(令和8年8月 24 日時点素案)

令和9年■月
岸和田市

目 次

第1章 計画策定の考え方	5
第1節 計画策定の趣旨	5
第2節 計画策定の基本的考え方	8
1 基本理念	8
2 市民・事業者・市の役割と責務	9
第3節 環境計画と他の計画との関係	10
第4節 計画の期間と対象	11
1 計画の期間	11
2 計画の対象	11
第2章 計画の背景	12
第1節 環境を取り巻く社会情勢	12
1 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来	12
2 脱炭素・循環型社会への社会的要請	12
3 安全が確保された社会の形成	13
4 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組	14
5 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組	14
6 環境学習の推進	15
7 市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働	15
第2節 上位計画や関連計画の策定・改定の動き	16
1 市全体	16
2 環境関連分野	17
第3節 旧計画から見る岸和田市の環境の現状と課題	18
1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	18
2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する	20
3 持続可能な循環型社会を形成する	22
4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する	24
第4節 求められる視点	25

第3章 改定計画が目指すもの	26
第1節 目指す方向(環境像)と基本目標	26
第2節 計画の体系	27
第3節 目標の実現に向けた取組	28
1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	28
(1) 生物多様性の保全	29
(2) 自然資源の利用の促進	30
(3) 農林水産業の安定化	30
2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する	31
(1) 生活環境の保全	32
(2) 快適で美しいまちづくりの推進	32
(3) 健康で安全な暮らしの推進	33
3 持続可能な循環型社会を形成する	34
(1) 脱炭素な暮らしや事業活動の推進	35
(2) 減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進	35
4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する	37
(1) 環境に関する情報の公開・提供の推進	38
(2) 地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進	38
【基本目標と取組】	39
第4章 計画の着実な推進に向けて	46
1 計画の推進体制	46
2 計画の進行管理	47

岸和田市環境計画概要図

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨
○岸和田市環境保全条例の基本理念の実現 ○環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進
2 計画策定の基本的考え方
(1)基本理念
○生物の多様性及び生態系に配慮し、人と自然との共生を図る ○地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与する。 ○地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全・活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成する。 ○健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源・エネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成する。 ○市民・事業者・市が地域の環境の保全等に参画・協働し、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活や事業活動を営む
(2)市民・事業者・市の役割と責務
○市民・事業者・市が目指す方向や目標を共有 ○お互いの役割を理解し、協力・ 連携 する
3 環境計画と他の計画との関係
<u>将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）</u>
4 計画の期間と対象
(1)計画の期間
目標年度： <u>令和17年度（2035年度）</u>
(2)計画の対象
対象地域：岸和田市全域 <u>主な概念：カーボンニュートラル（脱炭素）</u> <u>ネイチャーポジティブ（自然再興）</u> <u>サーキュラーエコノミー（資源循環）</u>

第2章 計画の背景

1 環境を取り巻く社会情勢
○少子高齢化の進展と人口減少社会の到来 ○ 脱炭素 ・循環型社会への社会的要請 ○安全が確保された社会の形成 ○環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組 ○生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組 ○環境学習の推進 ○市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働
2 上位計画や関連計画の策定・改定の動き
(1)市全体
将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）
(2)環境関連分野
<u>岸和田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）</u> <u>岸和田市災害廃棄物処理計画 など</u>
3 旧計画から見る岸和田市の主な課題
<u>○自然環境の保全、文化の継承、自然資源の利活用の推進</u> <u>○新たな環境汚染に対応する体制構築</u> <u>○岸和田らしい景観を形成する美しいまちづくり</u> <u>○カーボンニュートラル達成に向けた市域全体の連携</u> <u>○環境負荷を考慮した多様な移動手段の利用推進</u> <u>○環境保全に参画する人材の育成と確保と機会の拡充</u>
4 求められる視点
○多様な自然環境の保全と活用 ○健康に暮らせる快適な生活環境の促進 ○持続可能な都市・地球環境の実現 ○多様な主体による行動と協働の推進 ○総合的な環境施策の推進

第3章 改定計画が目指すもの

目指す方向(環境像)			
～ 自然を友に 人・まち・未来 ～			
目指すまちのすがた	基本目標	環境指標	取組の柱
まちの誇りである山から海へつながる自然環境が次世代に引き継がれ、豊かな自然資源の活用と多様な生きものが生息・生育できる環境との調和が図られています。	1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	・人工海浜で確認された生きものの数 ・ 都市公園面積 ・施設緑地面積 ・里山保全活動数 ・ 特定外来生物の侵入数	(1) 生物多様性の保全 (2) 自然資源の利用促進 (3) 農林水産業の安定化
快適な美しいまちで、きれいな空気や水に囲まれて、健康で安全に暮らしています。	2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する	・環境基準達成状況 ・生活排水適正処理割合	(1) 生活環境の保全 (2) 快適で美しいまちづくりの推進 (3) 健康で安全な暮らしの推進
家庭や職場でエネルギーやものを大切にしたい取組が進み、エネルギーや資源の循環が図られています。	3 持続可能な循環型社会を形成する	・ 温室効果ガス排出量 ・ 太陽光発電導入率 ・ 登録自動車に占める次世代自動車の割合 ・ ごみ排出量 など	(1) 脱炭素 な暮らしや事業活動の推進 (2) 減量化・再使用・再資源化 ・適正処理の推進
家庭や職場で環境活動への参加と取組が進み、次世代の育成が図られています。	4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進する	・地域の環境保全活動数	(1) 環境に関する情報の公開 ・提供の推進 (2) 地域の環境保全活動 ・環境教育・環境学習の推進
各主体の取組	市民、事業者、市それぞれの具体的な取組の提示 取組の柱ごとに取組方針と施策、担当 部局 の設定		

第4章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制	2 計画の進行管理
<u>○庁内組織「環境計画等推進会議」において本計画の進行管理と総合調整を行います。</u> <u>○「環境審議会」、「環境影響評価専門委員会」において多面的・専門的な調査や審議を行います。</u> <u>○市民・事業者・市は主体的かつ効果的な連携のもとに取組とともに、市は国、府及び周辺自治体とも連携します。</u>	<u>○「岸和田市環境白書」を毎年度作成のうえ公表し、取組の評価、点検、見直しを行います。</u> <u>○環境審議会で審議を行い、助言を得て、取組の見直しを行います。</u> <u>○本計画は令和17年度（2035年度）を目標年度としますが、必要に応じて適時の計画全体に関わる見直しを行います。</u>

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

近年、環境行政を取り巻く状況は、世界的に大きく変化しました。

2015年の国連総会において、2030年までに達成すべき持続可能な開発目標(SDGs)として、17の世界的目標と169の達成基準が示され、目標に基づいた取組が世界的に推進されるようになりました。

【持続可能な開発目標(SDGs)】



地球温暖化対策に関しては、令和3年(2021年)8月、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が発表した第6次評価報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記され、地球温暖化の原因が人間活動であると初めて断定されたことに、世界中が注目しました。

先進各国が温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)に向けた目標を掲げる中、日本は令和3年(2021年)10月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、令和32年(2050年)カーボンニュートラルの実現と令和12年(2030年)に温室効果ガス46%削減(平成25年(2013年)度比)に向けて推進すべき政策等を示しました。

自然再興(ネイチャーポジティブ)に関しては、令和3年(2021年)6月のG7サミットにおいて世界的使命として表明され、令和4年(2022年)12月のCOP15では2030年に向けて23のターゲットを掲げた国際的目標が合意されました。

【2030 年に向けたグローバルターゲット】

1. 生物多様性への脅威を減らす

<u>ターゲット 1</u>	<u>空間計画の策定と効果的管理</u>
<u>ターゲット 2</u>	<u>生態系の回復</u>
<u>ターゲット 3</u>	<u>「30by30」/保護地域及び OECM</u>
<u>ターゲット 4</u>	<u>種・遺伝子の保全、野生生物との共生</u>
<u>ターゲット 5</u>	<u>生物の利用、採取取引きの適正化</u>
<u>ターゲット 6</u>	<u>侵略的外来種対策</u>
<u>ターゲット 7</u>	<u>汚染防止、栄養塩類の流出・農薬リスクの半減</u>
<u>ターゲット 8</u>	<u>気候変動対策</u>

2. 人々のニーズを満たす

<u>ターゲット 9</u>	<u>野生種の持続可能な管理</u>
<u>ターゲット 10</u>	<u>農林漁業の持続可能な管理</u>
<u>ターゲット 11</u>	<u>自然の恵みの回復、維持及び増大</u>
<u>ターゲット 12</u>	<u>都市の緑地親水空間の確保</u>
<u>ターゲット 13</u>	<u>公正、衡平な遺伝資源利益配分</u>

3. 実施と主流化のためのツールと解決策

<u>ターゲット 14</u>	<u>生物多様性の主流化</u>
<u>ターゲット 15</u>	<u>ビジネスの影響評価・開示</u>
<u>ターゲット 16</u>	<u>持続可能な消費</u>
<u>ターゲット 17</u>	<u>バイオセーフティ</u>
<u>ターゲット 18</u>	<u>有害補助金の特定・見直し</u>
<u>ターゲット 19</u>	<u>資金の動員</u>
<u>ターゲット 20</u>	<u>能力構築、科学・技術の移転及び協力</u>
<u>ターゲット 21</u>	<u>情報・知識へのアクセス強化</u>
<u>ターゲット 22</u>	<u>女性、若者及び先住民の参画</u>
<u>ターゲット 23</u>	<u>ジェンダー平等</u>

これらの経緯を踏まえ、令和 6 年（2024 年）5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、目的を「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』と明記されました。

また、大阪府では、令和3年（2021年）3月に2030大阪府環境総合計画を策定し、2030年に「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現するため、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5分野の環境施策を進めていくとしています。

今後、より良い社会を構築するためには、環境収容力を守り、環境の質を向上させることによって経済社会を成長・発展させる必要があります。環境施策を起点として、様々な経済・社会的課題を組み合わせることで同時に解決していかなければなりません。

本市では、平成15年6月に制定した「岸和田市環境保全条例」において、環境の保全と創造について基本理念を掲げ、市はもとより市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めています。

本計画は、この基本理念の実現に向けて、条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

第2節 計画策定の基本的考え方

「将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）」（令和4年（2022年）12月策定）

と「岸和田市環境保全条例」（平成15年6月20日条例第16号）に基づき、「岸和田市環境計画」を策定します。

「岸和田市環境保全条例」に規定されている「岸和田市環境計画」の位置付けは以下のとおりです。

第2章 環境施策

（環境計画の策定等）

第6条 市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定するものとする。

2 市は、環境計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、実施した施策の状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

3 市は、環境計画を見直したときは、速やかにこれを公表するものとする。

※環境の保全等：環境の保全と創造

1 基本理念

「岸和田市環境保全条例」に規定されている基本理念に基づき、環境施策を推進します。

第1章 総則

（基本理念）

第2条 市は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、環境施策を推進しなければならない。

（1）生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。

（2）地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。

（3）地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、及び活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成すること。

（4）健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源及びエネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成すること。

（5）市、市民及び事業者が地域の環境の保全等に参画し、協働して取り組み、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活又は事業活動を営むこと。

2 市民・事業者・市の役割と責務

かつての環境問題は、一部の事業者の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊などでしたが、現在は、社会経済活動や生活様式そのものが大きな原因としながら、災害対策、熱中症予防、経済・社会的課題の同時解決、環境価値を活用した経済全体の高付加価値化等も求められるほど環境問題は多様化・複雑化・高度化しています。

このような状況においては、事業者や市のみでは解決が困難です。市民・事業者・市の3者が目指す方向や目標を共有し、互いの役割を理解し、協力する必要があります。

【市民・事業者・市の役割と責務】

市民

- 日常生活での環境負荷低減に努め、地域の環境保全等の活動に自主的・積極的に取り組む
- 非市場価値※の理解に努める
- 環境施策に協力するように努める

事業者

- 事業活動で環境負荷低減と環境の保全に努め、地域の環境保全等の活動に積極的に取り組む
- 非市場価値※の理解に努める
- 環境施策に協力するように努める

市

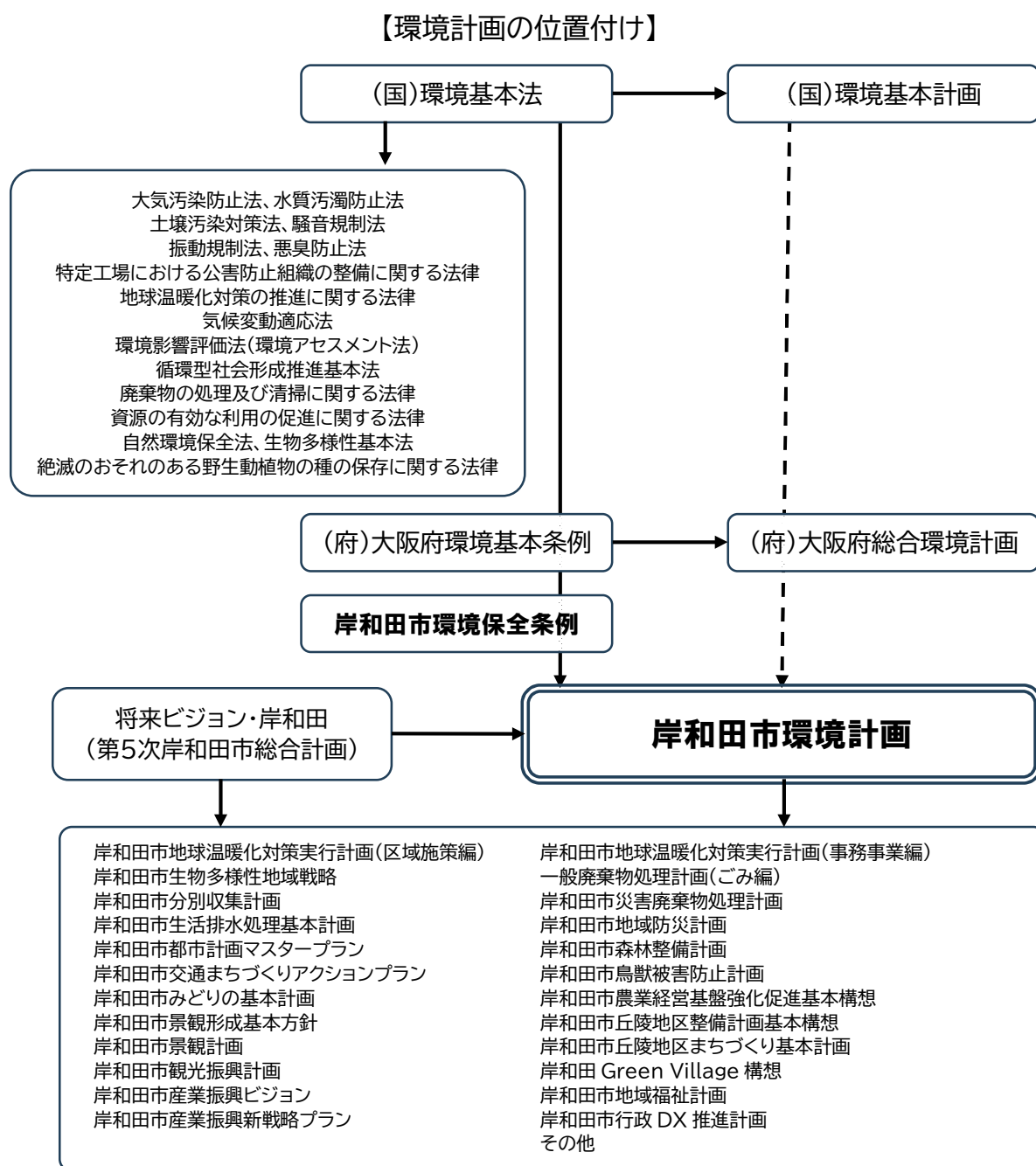
- 環境の保全等に向けた総合的な施策を策定し実施する
- 施策の策定・実施の際には環境への負荷の低減など必要な措置を講じる
- 市民・事業者による環境の保全等に関する自主的な活動を促進する
- 市民・事業者による活動が連携して推進されるように必要な措置を講じる
- 国や他の地方公共団体と連携するとともに、市民・事業者との協働を推進する

※【非市場価値】… 市場価格や金銭的な取引では測ることができない物事の価値や恩恵。環境・社会的・文化的価値、人の幸福や絆など。

第3節 環境計画と他の計画との関係

本計画は、「将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）」において掲げられたまちづくりの基本目標のうち、「人と自然が共生した住みよいまち」を中心に、すべての基本目標に通ずる個別計画であり、本市における環境の総合的な計画として位置付けられるものです。

また、本計画は、各種関連計画との整合性を保ちながら、それらの計画において策定された施策のうち、本計画に関連する施策を環境の視点からとらえ、配慮を促すものです。



第4節 計画の期間と対象

1 計画の期間

令和 17 年度（2035 年度）を目標年度と した 10 ヶ年の計画期間とし、実績評価に当たっては令和 22 年（2040 年）、令和 32 年（2050 年）の展望を勘案します。また、社会情勢、科学技術の進展等を踏まえて見直しを行い、次期総合計画との整合を図ります。

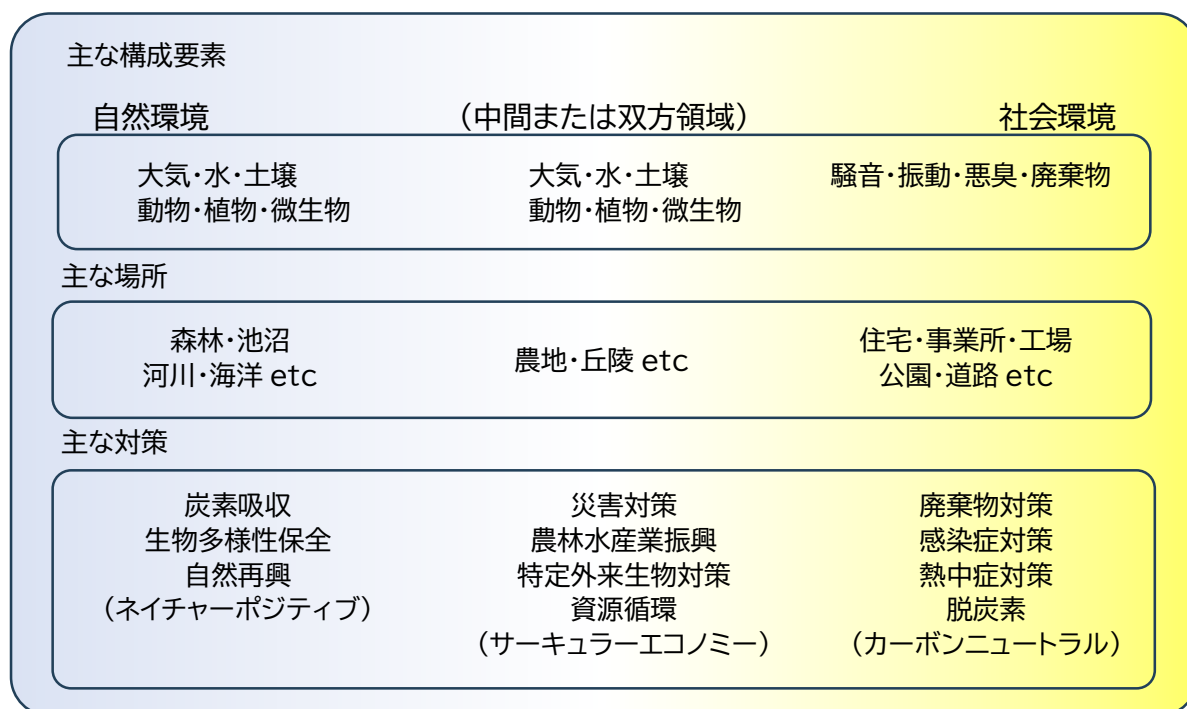
	2013		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035		2040		2050
総合計画			○											→○					
本計画						改訂 ◎									目標 ◎		中期		長期

2 計画の対象

【対象地域】

岸和田市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、市単独では解決が容易でない問題については、国や府、周辺自治体 のほか、事業者や市民との連携を図り、役割を分担します。

【環境要素】



第2章 計画の背景

第1節 環境を取り巻く社会情勢

1 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

(1)急速に進む少子高齢化と人口減少

平成 17 年（2005 年）に日本の人口が減少に転じてから、急速な少子高齢化と人口減少はとどまることなく進行しています。特に生産年齢人口の減少が深刻化しており、外国人労働者の雇用が進められつつあります。

(2)経済発展、量的拡大の見直し

生産年齢人口の減少により経済発展・量的拡大が見直され、心の豊かさや生きがいを重視する社会の成熟化が進行しています。

(3)環境保全の担い手の減少

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域、事業者、大学等研究機関、金融機関、行政などの多様な主体が連携して環境を保全していくことが求められています。

2 脱炭素・循環型社会への社会的要請

(1)自然災害やコロナ禍を背景とした環境政策のあり方の変革

近年における自然災害の激甚化及び頻発化や令和元年（2019 年）から続いたコロナ禍を背景として、リスク管理のあり方、エネルギー政策や地球温暖化対策の見直し、DXの推進など、環境政策のあり方の変革が進められています。

(2)地球温暖化の防止とエネルギー政策の推進

国は国際的な枠組みに対応すべく、令和 3 年（2021 年）10 月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラルの実現と令和 12 年（2030 年）に温室効果ガス 46%削減（平成 25 年（2013 年）度比）に向けて推進すべき政策等を示しました。また、令和 7 年（2025 年）2 月には、令和 17 年（2035 年）度に 2013 年度比 60%削減、令和 22 年（2040 年）度に 73%削減とする新たな目標案が閣議決定されました。

2015 年頃から国内の温室効果ガス排出量は減少に転じ始め、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策等が進められているものの、目標達成が容易でない状況にあります。

【国の温室効果ガス削減量の目標値】

目標年度	平成 25 年 (2013 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)
削減量	0%	50%※	60%	73%	100%

※46%削減を目指し、更なる高みに向けて 50%とされている

(3)適正な資源循環の推進

地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、平成 29 年（2017 年）6 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことにより不法投棄対策が強化、平成 30 年（2018 年）6 月の第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定による 3 R の一層の推進、令和 4 年（2022 年）4 月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行によりプラスチック製品のリサイクルに取り組む枠組みの強化、令和 6 年（2024 年）8 月の第五次循環型社会形成推進基本計画閣議決定により 3 R だけでなく脱炭素や自然再興とも連携した循環経済を国家戦略として推進する方針が明確化されるなど、相次いで対策が打ち出されています。

3 安全が確保された社会の形成

(1)大気・水・土壌環境、化学物質への対応

国内の大気環境は全体としては改善傾向にありますが、光化学オキシダントについては環境基準の達成状況が全国的に低く、平均濃度は近年増加傾向にあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）は全国的に環境基準を超える可能性があると言われていたほか、大陸からの影響も懸念されています。

水環境については、関連法令の整備及び下水道の普及により改善が進んでいます。今後、生態系や気候変動などを考慮した健全な水環境への取組が求められています。

土壌環境については、関連法令が最近整備されたところであり、今後も土壌汚染への対策を推進していく必要があります。

化学物質については、環境中への排出量や残留量は概ね減少傾向にありますが、有機フッ素化合物「PFAS」など環境中の多種多様な化学物質の多くについては健康や生態系への影響に関する情報が不十分な状況にあるため、環境リスクを低減する一層の取組が必要です。

(2)大規模災害やコロナ禍を背景とした「安心・安全」に関する視点の高まり

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災や、令和元年（2019 年）末頃からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行によって引き起こされたコロナ禍以降、リスク評価の考え方は、

防災面のみならず、大気・水・土壌環境・化学物質への対策など、環境面においても重視されています。今後は、予防的な視点から環境リスクについての情報を関係主体間で共有し、安全対策についての認識の共有や協力関係を築く取組などを推進していくことが必要です。

4 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

環境と経済を両立させる取組が活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及、浸透が進み、今後も拡大すると予想されています。また、令和3年（2021年）には、カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立を目指し、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

近年は環境問題と地域課題を同時に解決することが求められており、これを実現する「地域循環共生圏」の構築が望まれています。

5 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組

平成22年（2010年）の「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標（通称：愛知ターゲット）」が採択され、生物多様性の損失を止めるため20の個別目標が定められました。

また、令和4年（2022年）の「第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）」で「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までの自然再興（ネイチャーポジティブ）実現が新たな世界目標となりました。

国内では、令和5年（2023年）に策定された第六次戦略「生物多様性国家戦略2023－2030」において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30」目標や、2030年までに自然を回復軌道に乗せ、2050年までに完全回復させるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の実現が掲げられました。

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（2021年環境省公表）」では、将来の気候変動や人口減少等の社会状況の変化にも耐えられるように、健全な生態系を回復させる必要があり、新たな視点による総合的な対策により「社会変革」を起こすことが重要とされています。

6 環境学習の推進

市民や事業者の環境意識向上のために、地域全体でより良い環境、より良い地域をつくっていく意識や力を高めることが重要です。また、環境を自らの課題としてとらえ、学校や地域社会における環境学習を推進し、市民、事業者、市が連携して行動する必要があります。

平成14年（2002年）に「国連持続可能な開発のための教育の10年」が国連総会で採択

されたことを受け、平成 15 年（2003 年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成 18 年（2006 年）には「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の 10 年』実施計画」が策定されました。これを受け、学習指導要領に持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれるとともに、平成 23 年（2011 年）には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改められ、平成 26 年（2014 年）には日本で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されるなど、環境問題の解決に向け環境学習が重視されてきています。

7 市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれて社会貢献への関心が高く なった一方、コロナ禍による対面交流の減少とオンライン交流の増加など、「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」のあり方に変化が見られます。

市民・事業者・行政のあらゆる主体による地域づくりが進むなか、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

第2節 上位計画や関連計画の策定・改定の動き

1 市全体

令和4年（2022年）に市の最上位計画である、「将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）」の基本構想の策定のほか、基本計画の策定を行いました。

【将来ビジョン・岸和田】

将来像

個性きらめき 魅力あふれる ホットなまち 岸和田

個性きらめき

人情味ある市民が多く、
岸和田への愛着心や
プライドが活かされている

魅力あふれる

海から山までの豊かな自然と
古くからの歴史・文化、
農業・漁業など、
魅力ある資源が活かされている

ホットなまち

人にやさしく、いざというときに
つながれる熱い心や、注目される
熱い取組や場所があり(ホット)、
住んでいても訪れても安心
(ほっと)できる場所となっている

【環境分野に関連する基本目標と“3つの視点”の展開イメージ】

基本目標 (基本目標のイメージ)	岸和田を強くする“3つの視点”のイメージ		
	多様性を尊重しあう 岸和田の絆の発展・活用	海から山までの 多様な地域資源の活用	時代を先取り・リードする 先端技術の活用
岸和田の次世代を育むまち 〔住みたい・子育てしたいと思える環境が整い、みんなが活躍できるまち〕	●高齢者をはじめ地域のつながりを活かした子育て支援の実施 ●高齢者の社会参加の推進や生きがいの創出	●自然環境や歴史・文化などの教育への取込み・活用 ●事業者と子どもの交流による未来づくりの推進	●学校などの教育環境における ICT 技術の活用 ●子どもの学びを推進する積極的なデータの利活用
健康で自分らしく生きられるまち 〔多様性が尊重され、高齢者や障害者をはじめ誰もが健康で安心して生活できるまち〕	●すべての人の相互理解を育むまちづくりの推進	●公園などの地域資源を活かした健康づくりの推進	●データを活用した健康づくりの推進 ●福祉分野における積極的な ICT 技術の活用
安全で安心して暮らせるまち 〔日常に不安がなく、地域で安心して暮らせるまち〕	●災害時など、いざという時に向けた地域のつながりの強化	●災害時などの地域間(海側・山側)連携の強化	●安全・防災分野への積極的な先端技術の活用
人と自然が共生した住みよいまち 〔豊かな自然や生物多様性の保全と、まちの美化の促進や環境に配慮されたまち〕	●子どもと自然活動団体の交流による生物多様性など自然学習機会の創出	●竹などの資源を活用したまちづくりと環境保全の推進	●先端技術を活用した効率的な再生可能エネルギーの普及促進
にぎわいと活力を創造するまち 〔地域資源(人・物・取組など)を活かした交流促進と産業発展や、生活を支える様々な機能の拠点への誘導とアクセス性の向上、広域的連携によるにぎわいが創出されたまち〕	●住民と事業者の交流による理解促進と新たな価値の創出 ●豊かな地域のつながりを活かした魅力向上	●資源の磨き上げによる稼ぐ力の向上 ●観光資源の連携によるツーリズム促進	●観光分野への積極的な先端技術の活用 ●地域にあったスマート農業の推進
みんなでつくる持続可能なまち 〔誰もが地域づくりに参加しやすい環境の確保や、広域的連携なども活用した持続可能で健全な行政運営が確保されたまち〕	●誰もが地域づくりに参加できる環境の整備	●地域資源を活かしたそれぞれの地域づくりの推進	●ICT 技術の活用による行政手続きの利便性向上

※将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）基本構想から関係項目のみ抜粋

2 環境関連分野

(1) 条例

岸和田市環境基金条例（平成 22 年 (2010 年)）及び岸和田市きれいなまちづくり条例（平成 25 年 (2013 年)）を制定しました。

(2) 分野別計画など

岸和田市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編・令和 6 年 (2024 年))、岸和田市災害廃棄物処理計画 (令和 3 年 (2021 年)) の策定のほか、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策・令和 6 年 (2024 年)）、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・平成 30 年 (2018 年)）、岸和田市生活排水処理基本計画（令和 4 年 (2022 年)）の改定を行いました。

第3節 旧計画から見る岸和田市の環境の現状と課題

岸和田市環境計画（平成 28 年（2016 年）3 月策定）の基本目標別に、本市の現状、課題を以下に示します。

1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る

(1)生物多様性の保全

①生態系に配慮した自然環境の保全と創出

山から河川を通じて海までつながる岸和田市の多様な自然環境は、過去から未来へつなぐ貴重な財産です。様々な市民、団体、事業者などが山、川、海の自然環境保全に取り組み、市もその活動支援を行ってきましたが、全国的に保全活動に携わる人々の少数化・高齢化が課題になっており、本市も例外ではありません。保全活動従事者や農業従事者の減少による放置森林・放置竹林が増加しています。

②水とみどりの保全と創出

和泉葛城山のブナ林、里山として親しまれる神於山、市内各地のため池、市内を縦断する牛滝川・春木川・津田川、阪南 2 区の人工干潟など、いずれも岸和田の水とみどりを象徴する貴重な自然環境です。

多様な水辺とみどりについて、地域の実情に合わせた保全と緑化を進めるに当たり、地域団体による河川清掃活動や様々な主体による緑化が行われてきました。市内の施設緑地面積は少しずつ増加しています。

③生きものや自然とのふれあいの促進

地域の団体・事業者・きしわだ自然資料館などによって里山や海辺で体験活動や観察会など様々なイベントが開催されており、自然環境への関心と生物多様性への理解が促されています。

④外来生物への対応

平成 29 年頃から特定外来生物であるヒアリの侵入が懸念されましたが、幸い、市内侵入を防げており、その後の定着は確認されておりません。しかし、アライグマ、セアカゴケグモ、アメリカザリガニ、アカミミガメ、オオキンケイギク、ナルトサワギクなどの特定外来生物は全国的な傾向と同様に定着しつつある状況です。

近年では、市内に侵入したクビアカツヤカミキリによるバラ科の樹木（サクラ・ウメ・モモなど）への被害が懸念されます。

(2)自然資源の利用の促進

①豊かな自然資源の活用

豊富な竹資源の利活用を目指す「パンダバンブープロジェクト」は、食器、食品、アート作品、建設資材など様々なものを生み出し、本市の特徴的な取組になっています。

②環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進

本市は漁獲量と農業生産高が府内トップクラスを誇り、山から海までつながる豊かな自然環境がこれを支えています。

【旧計画数値目標の達成状況】

項目	目標の目安	実績
人工海浜で確認された生きもの数（種）	より多くの生きものの生息を目指す	
市民1人当たりの都市公園面積（㎡/人）	H29 8.4 ㎡/人	【R7 末値未記入】
施設緑地面積（ha）	H29 342.00ha	
里山保全活動数（人）	毎年増加を目指す	

【今後の課題】

- ブナ林、ため池、河川、干潟などの広域的生態系ネットワークとして重要な自然環境の保全、岸和田固有の自然・文化・文化遺産の継承、自然資源の利活用などの推進が必要です。
- 現有緑地の保全と緑化を一層推進するとともに、土地開発等において環境配慮を促すことにより、より良好な環境の構築を目指す必要があります。
- 引き続き、保全活動団体間の連携や後継者の育成、新たな参画者の確保が必要です。
- 生態系サービスを回復傾向に転じさせるためには生物多様性の普及啓発が十分とは言えないため、地域の動植物や自然にふれられる場所の確保をはじめ、生物多様性について知る機会を創出する取組がさらに必要です。
- 特定外来生物による生態系、人体、住環境、農林水産業への被害防止が必要です。
- 本市の重要な地域産業である農業と漁業を地球温暖化、生態系破壊、有害物質などから守る必要があります。

2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する

(1)生活環境の保全

①健康に過ごせる生活環境の保全

大気汚染・悪臭、水質汚濁、土壌・地下水汚染、地盤沈下、騒音・振動、有害物質への対策について、市内の定期的な調査や事業所への指導などを継続しています。近年はほとんどの項目で環境基準を達成できるようになりましたが、地下水からの突発的な有害物質の検出、幹線道路や事業所からの騒音、光化学オキシダント（光化学スモッグの原因物質）などは発生しており、継続調査と指導は欠かせません。

②新たな環境課題への対応

時代とともに過去の環境課題の解決は進みますが、研究の結果として新たな環境課題も発見されます。近年では海洋マイクロプラスチック、PFAS（有機フッ素化合物）の有害性などが新たに注目されています。

(2)快適で美しいまちづくりの推進

①快適環境の保全とモラル・マナーの向上

「岸和田市きれいなまちづくり条例」に基づく様々な取組を行ってきましたが、ポイ捨て、落書き、ペットのふんの放置が今もなお後を絶ちません。

②地域の特性に応じた景観の保全と創造

市民の公募による愛着と誇りを感じられる岸和田の景観「こころに残る景観資源 きしわだ景観 100 選」を発刊し、岸和田の優れた景観への気付き、賑わい、認知、継承を促しています。

ゆめみヶ丘岸和田など、各地で市民の手による景観に配慮したまちづくりが進められています。

(3)健全な水環境・水循環の創出

①水環境の保全

水質は適正な範囲内で維持され、環境基準が達成されています。

これは、下水道の普及や合併処理浄化槽の設置が進んだことによるものと考えられます。

②水資源の確保と有効活用

近年は環境に関する課題が多様化し、水資源の確保と有効活用に関する話題が以前よりも少なくなったように感じられますが、節水型機器（洗濯機、トイレ、シャワーなど）が普及し、市民に馴染みの深いものになっているものと考えられます。

【旧計画数値目標の達成状況】

項目	目標の目安	実績
環境基準達成状況（大気、水質、騒音 <u>など</u> ）（％）	環境基準の 100％達成	【R7 末値未記入】
生活排水適正処理割合（％）	H29 89.9％	

【今後の課題】

- 環境基準の全項目達成に向けて、環境監視体制の維持と新たな環境汚染に対応する体制構築が必要です。
- 岸和田市きれいなまちづくり条例の普及啓発と条例を活かした取組について、一層の推進が必要です。
- 岸和田市景観条例、岸和田市景観計画、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインに基づくまちづくりの推進が必要です。
- より快適な生活空間の確保に向けて、多様な主体と連携した継続性のある取組を進めていく必要があります。

3 持続可能な循環型社会を形成する

(1)低炭素な暮らしや事業活動の推進

①低炭素なまちづくりの推進

岸和田市は令和3年（2021年）7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしました。これまでの「低炭素」ではなく、より積極的な「脱炭素」の取組へと切り替えましたが、市内の温室効果ガス排出量は目標達成に程遠い状況であり、さらなる取組の推進が必要です。

②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進

市有施設の多くが老朽化しており、抜本的な省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入は今後の大規模改修や建替に併せて行わなければ費用対効果が乏しくなりがちです。

市民や事業者においても、効果的かつ経済的な省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用推進を図る必要があり、市民・事業者・市それぞれの主体性と連携が重要です。

③環境に配慮した移動手段対策の推進

本市では電気自動車の導入促進や路線バスの電動化などを進めていますが、まだまだ普及状況は十分とは言えません。マイカーから公共交通機関への利用転換なども十分に進められているとは言い難い状況です。

(2)減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進

①廃棄物の発生抑制の推進

3Rのうち減量化（リデュース）や再使用（リユース）の取組により、減量化はかろうじて目標を達成していますが、カーボンニュートラル達成に向けて新たなステージに入る必要があります。また、これまでの3Rの取組とともに、ゴミになるものの拒否（リフューズ）や、循環型素材への切り替え（リニューアブル）の推進も必要です。

②再資源化の推進

3Rのうち再資源化（リサイクル）の取組指標であるリサイクル率は目標に届いておらず、市域全体で資源ごみ分別の更なる理解と取組が求められます。

③適正処理の推進

今なお不法投棄や不適正な排出が後を絶ちません。廃棄物処理に当たっては環境負荷の低減と収集効率の向上について引き続きの研究や取組が必要です。

【旧計画数値目標の達成状況】

項目	目標の目安	実績
市民 1 人当たりの年間温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ）	H32 4.0 t -CO ₂	
市民 1 人 1 日当たりの一般家庭普通ごみ排出量（g）	H29 384.2 g	【R7 末値未記入】
事業系ゴミ年間排出量（t）	H29 24,536 t	
リサイクル率（%）	H29 18.0%	

【今後の課題】

- カーボンニュートラル達成に向けた温室効果ガス削減のため、市民・事業者・行政が連携して効果的な取組を進める必要があります。
- 市有施設への抜本的な省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入は、費用対効果を高めるため大規模改修や建替の機会には特に積極的に推進する必要があります。
- 市域全体で電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及促進、公共交通機関の利用促進、カーシェアリングや自転車の有効活用など、環境負荷を考慮した多様な移動手段の利用を推進する必要があります。
- ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後とも、継続的かつ積極的に、市民の 3 R 活動などをみんなで支える仕組みを維持、発展させる必要があります。

4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する

(1)環境に関する情報の公開・提供の推進

市域全体でネイチャーポジティブを達成するには、多くの市民や事業者の理解と取組が必要ですが、環境に関する基礎データ、活動情報などの情報発信、情報交換、情報連携が不足しています。

(2)地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進

保全活動団体間の連携、後継者、新たに環境保全活動に携わる人が不足しています。

環境問題が複雑化・多様化しており、早急な着手と解決が求められることから、環境について体験する場や学ぶ機会はこれまでも増して必要となっています。

【旧計画数値目標の達成状況】

項目	目標の目安	実績
地域の環境保全活動数（人）	毎年増加を目指します。	【R7 末値未記入】

【今後の課題】

- 環境に関する基礎データ、活動情報などの情報発信、情報交換、情報連携が不足しています。
- SNSなどの視覚情報に訴える分かりやすい情報伝達手段を活用する必要があります。
- 環境教育に当たっては、自然が育まれてきた長い年月における歴史や文化、その重みについても広く周知する必要があります。
- 新たに環境保全活動に関心を持つ人、携わる人を確保する必要があります。
- 環境について体験する場や学ぶ機会が不足しています。

第4節 求められる視点

環境を取り巻く社会情勢の変化、上位計画や関連計画の策定・改定の動き、市民意識、市の現状と課題を踏まえつつ、本市の特性を活かした環境と共生する暮らしを実現していくことが大切であり、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

①多様な自然環境の保全と活用

本市の豊かな自然環境を活かし、生物多様性の保全と回復、自然資源の活用を図るとともに、災害時の安全確保、気候変動への対応等を強化することが求められます。

②健康に暮らせる快適な生活環境の促進

大気、水質、騒音などの環境基準については概ね環境基準を達成していますが、引き続き新たな環境汚染に対応する体制構築が求められます。また、快適な生活環境を保全するためにモラルとマナーの向上が求められます。

③持続可能な都市・地球環境の実現

法体系の整備、社会情勢等を踏まえ、エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化といった健全な物質循環による脱炭素のまちづくりなど、環境・経済・社会の連携による環境にやさしい持続可能な都市・地球環境の実現をめざしていくことが求められます。

④多様な主体による行動と協働の推進

持続可能な社会の実現は、市のみでは進めることが出来ないため、市民・事業者・市がそれぞれの強みを活かし、子どもから高齢者まで多様な世代と協働で取組を進めていくことが求められます。

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐためにも、良好な環境づくりに向けて、多様な人材を育成することが重要です。このため、事業者との連携を図り、各分野における「環境教育」、「情報の発信・公開」、「情報交換の充実」を推進していくことが求められます。

⑤総合的な環境施策の推進

環境に関する課題は身近なものから地球規模のものまで幅広いですが、地域での取組の積み重ねが必要であるため、地域の状況を踏まえ、分野間の連携による取組の推進など、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が求められます。

施策の展開に当たっては、「新たな価値観」に基づく行動変容を促し、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング（高い生活の質）」と地域の「新たな成長」の実現を目指します。

第3章 改定計画が目指すもの

この章では、将来ビジョン・岸和田（第5次岸和田市総合計画）や関連諸計画との関係に留意しつつ、本市の特性などを踏まえ、本市が目指す方向（環境像）及びそれを実現するための基本目標を示します。

第1節 目指す方向（環境像）と基本目標

本計画は、次に掲げる目指す方向（環境像）の実現を目指します。

岸和田市の目指す方向（環境像）

自然を友に 人・まち・未来

目指す方向（環境像）の実現のため、4つの基本目標を設定し、基本目標4「環境を大切に
にした価値観の醸成と活動促進する」については、横断的な目標として設定します。

【基本目標と環境指標】

基本目標 1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る [環境指標] ・人工海浜で確認された生きものの数 ・ <u>都市公園面積</u> ・施設緑地面積 ・里山保全活動数 ・ <u>特定外来生物の市内侵入種数</u>	基本目標4 環境を大切に した 価値観の醸成と 活動を促進する [環境指標] ・地域の環境保全活動数
基本目標 2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する [環境指標] ・環境基準達成状況 ・生活排水適正処理割合	
基本目標 3 持続可能な循環型社会を形成する [環境指標] ・市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量 ・ <u>市域全体の温室効果ガス排出量</u> ・ <u>事業者たる岸和田市の温室効果ガス排出量</u> ・ <u>太陽光発電導入率</u> ・ <u>登録自動車に占める次世代自動車の割合</u> ・市民1人1日当たりの一般家庭普通ごみ排出量 ・事業系ごみの年間排出量 ・リサイクル率	

第2節 計画の体系

「目指す方向（環境像）」と「基本目標」の実現に向けて、「取組の方向性」と「施策」を次のように整理し、計画を推進します。

【計画の体系一覧】

	基本目標 (環境指標)	取組の柱	取組方針
目指す方向 (環境像) 自然を友に 人・まち・未来	1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	(1) 生物多様性の保全	①生態系に配慮した自然環境の保全と創出
			②水とみどりの保全と創出
			③生きものや自然とのふれあいの促進
			④外来生物への対応
		(2) 自然資源の <u>利用促進</u>	①豊かな自然資源の活用
		<u>(3) 農林水産業の安定化</u>	①環境と調和・ <u>適応</u> した安全・安心な農水産物生産の推進
	2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する	(1) 生活環境の保全	①健康に過ごせる生活環境の保全
			②新たな環境課題への対応
		(2) 快適で美しいまちづくりの推進	①快適環境の保全とモラル・マナーの向上
			②地域の特性に応じた景観の保全と創造
	3 持続可能な循環型社会を形成する	(3) 健康で安全な <u>暮らし</u> の推進	① <u>環境変化による被害の回避</u>
		(1) <u>脱炭素</u> な暮らしや事業活動の推進	① <u>脱炭素</u> なまちづくりの推進
			②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進
			③環境に配慮した移動手段対策の推進
		(2) 減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進	①廃棄物の発生抑制の推進
			②再資源化の推進
	4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進する	(1) 環境に関する情報の公開・提供の推進	③適正処理の推進
		(2) 地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進	

第3節 目標の実現に向けた取組

1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る

【目指すまちのすがた】

まちの誇りである山から海へつながる自然環境が次世代に引き継がれ、豊かな自然資源の活用と多様な生きものが生息・生育できる環境との調和が図られています。

国の天然記念物に指定されている和泉葛城山のブナ林から、神於山、久米田池、春木川・轟川から大阪湾における貴重な人工干潟まで、山から海までつながる岸和田市の自然環境の特徴を活かすと共に市街地における緑化を推進し、広域的に重要な自然環境を保全します。さらに、多様な生きものが生息・生育できる環境を守り育むとともに、暮らしや文化の中で生態系サービスが育まれ、多様な生態系サービスが産業によって支えられるなど、豊かな自然資源の利用を促進するとともに、地域循環共生圏の構築を目指します。

また、生物多様性の重要性についての理解を進めるための取組として、普及啓発や生きものや自然とのふれあいの機会の促進、外来生物の適正管理や特定外来生物の駆除についての理解促進、地産地消の促進を行います。

さらに、二次的自然環境である農地や漁場を守り、重要な地域産業である農業と漁業が生態系破壊や地球温暖化による被害を受けないよう対策を行います。

目指すまちのすがたの実現に向けて、取組を進める際には、既存の多様な活動団体や事業者、市民が連携を図って実施することにより、次世代の育成と継承を行います。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当部局
人工海浜で確認された生きものの数	種	・より多くの生きものの生息を目指します ※淡輪海岸や男里川河口など比較的良好な生物相の残る場所の生きものを目安にします	環境農林水産部
市民1人当たりの都市公園面積	m ² /人	・約 8.4 m ² /人(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	建設部
市域の都市公園面積	m ²		建設部
施設緑地面積	ha	・342.00ha(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	建設部
里山保全活動数	人	・毎年、増加を目指します	環境農林水産部
特定外来生物の侵入種数	種	・侵入状況を常に把握します	環境農林水産部

目標の目安
適切な値に要変更

【各主体の取組】

市民

- 海、川、ため池など水辺の保全や緑化など、水と緑の保全・創出・育成に積極的に取り組みましょう。
- 地域の自然環境に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、学習会などに参加しましょう。
- 自然環境について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合い、行動しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集するとともに、環境施策についての理解や協力を心がけ積極的に行動しましょう。

事業者

- 事業所を積極的に緑化しましょう。
- 様々な主体が実施する普及啓発事業などに積極的に参加し、環境に関連する事業活動の情報提供や支援、連携協力などを行いましょう。
- 市民などを対象とした講習会や見学会などを開催し、環境に配慮した事業活動への市民の理解を深めましょう。
- 事業活動のあらゆる場面において環境への配慮を徹底できるよう、従業員の教育に努めましょう。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励しましょう。

市

- 市民、事業者と連携して市域の緑化や生活環境の改善に努めます。
- 安全・安心・快適に利用できるよう、市民や事業者との協働のもと水路や公園を快適で良好な状態に保ちます。
- 未就学児から高齢者まで幅広い環境学習・体験の機会を設けます。
- 積極的に環境保全に取り組んでいる市民や活動団体、事業者などを支援します。

(1)生物多様性の保全

①生態系に配慮した自然環境の保全と創出

関連法令に基づき、貴重な自然環境を保全するとともに、市内に点在するみどりや水辺をつなげることにより、生きものとその生息・生育環境の損失の流れを止め、保全し、回復軌道に乗せることを目指します。また、市民・事業者・市が協力して自然環境の質の向上に努めます。

②水とみどりの保全と創出

森林、農地、河川、水辺、公園、緑地、街路樹など多様な水辺とみどりについて地域の実情、文化、歴史などを踏まえた保全に努めるとともに、緑化を促進します。

③生きものや自然とのふれあいの促進

きしわだ自然資料館の取組などを中心に、生きものや自然とふれあえる場を提供するとともに、市民が身近な自然環境に関心を持ち、生物多様性についての理解を深める機会を増やします。

④外来生物への対応

特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や生態について情報発信するとともに、動物愛護の観点を踏まえつつ、生態系保全のためやむを得ない対策の理解と実施を促進します。

(2)自然資源の利用の促進

①豊かな自然資源の活用

人の生活や生産活動と地域の生物多様性を一体的にとらえ、多様な主体と連携して、持続的な自然資源の活用を発展させ、地域循環共生圏を構築し、環境・社会・経済の課題の同時解決を目指します。

(3)農林水産業の安定化

①環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進

自然の恵みが提供され、回復・保全されることは地域の生物多様性を保全する上でも大切なことです。環境に調和・適応した安全・安心な農水産物の生産を推進することにより、持続可能な農林水産業の推進に努めます。

2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する

【目指すまちのすがた】

快適な美しいまちで、きれいな空気や水に囲まれて、健康で安全に暮らしています。

健康で安全に暮らせる生活環境を保全するために、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の状況の監視体制を大阪府と連携して継続していきます。また、新たな公害の発生を未然に防ぐため、情報収集に努めます。

快適で美しいまちづくりを推進するために、「岸和田市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが担い手となり、美しいまちづくりを推進します。また、本市は山並みや丘陵部のみどり、ため池などの美しい自然があり、四季の変化を感じることができ、岸和田だんじり祭に象徴されるような地域社会のまとまりや活力が感じられ、歴史的まちなみ景観が比較的に残っています。先人たちがつくり、守り、育んできた岸和田市固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどが溶け込み、または相互に関係し景観を形づくっています。これら地域の特性に応じた景観の保全と形成に努め、潤いのある環境の形成を進めます。

健全な水環境・水循環を創出するために、水環境を保全し、水資源の確保と有効活用を図ります。

地球温暖化の進行による影響を避けられないことから、健康被害や災害を防ぎ、被害をできるだけ抑えるための対策を講じます。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当部局
環境基準達成状況(大気、水質、騒音・振動)	%	・環境基準の100%達成	環境農林水産部
生活排水適正処理割合	%	・89.9%(平成29年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	下水道河川部

目標の目安
適切な値に要変更

【各主体の取組】

市民

- 公共の場所などの清掃活動を行う環境美化活動に、積極的に参加しましょう。
- 積極的に地域のまちづくりへ参画しましょう。
- あき地や空き家の所有者は、適正に維持管理を行いましょう。
- 一人ひとりが毎日の暮らしの中で身近な所から環境に配慮した行動を行いましょう。

事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境改善に取り組みましょう。
- 事業所の敷地内では、周辺の生活環境に配慮しましょう。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に情報公開し、市民や地域、市との信頼関係を築きましょう。

市

- 大気、水質、騒音等の測定・監視体制を維持します。
- 市民や事業者と協力し、環境の改善に関する情報を積極的に発信します。
- 公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行います。
- 道路等の整備を進め、交通渋滞の緩和、交通の円滑化を図ります。
- 安全・安心に利用できるよう、水環境を良好な状態に保ちます。

(1)生活環境の保全

①健康に過ごせる生活環境の保全

関連法令に基づき、市内における定期的な調査、対象工場・事業所への指導などにより、大気汚染・悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策、騒音・振動防止対策、有害化学物質対策に取り組めます。

健全な水環境・水循環を確保するためには、保水機能・水質浄化機能の保全に努めるとともに、家庭や事業所からの排水を適切に処理して、川や海に戻す必要があります。そのために、下水道の整備と維持管理により公共用水域の水質向上に努めます。

②新たな環境課題への対応

新たな環境課題に適切に対応し、快適な生活環境を守るための対応を行います。

(2)快適で美しいまちづくりの推進

①快適環境の保全とモラル・マナーの向上

「岸和田市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが担い手となって、美しいまちづくりを推進します。

②地域の特性に応じた景観の保全と創造

「岸和田市景観条例」「岸和田市景観形成基本方針」「岸和田市景観計画」「空家総合戦略・岸和田」などに基づき、歴史的・文化的資源や自然資源と調和した潤いのある、市民が愛着と誇りを感じることが出来る、地域の特性に応じた景観づくりを進めます。

(3)健康で安全な暮らしの推進

①環境変化による被害の回避

すでに進行した地球温暖化の影響を受け続ける間、熱中症や新たな感染症の被害、激甚化・頻発化する風水害による被害を予防、回避または低減するため、対策の強化に取り組みます。

3 持続可能な循環型社会を形成する

【目指すまちのすがた】

家庭や職場でエネルギーやものを大切にした取組が進み、エネルギーや資源の循環が図られています。

適量生産・適量消費・最小廃棄型の事業活動やライフスタイルの普及により、省エネルギー・脱炭素のまちづくりを推進します。

循環型社会に向けて、市民・事業者・市の各主体が主体的に取り組む必要があることから、再生可能エネルギーの導入、森林や海洋の保全・整備・管理の促進、廃棄物の発生抑制、環境にやさしい交通手段の利用促進など環境行動を推進します。

また、環境負荷の低減とともに、持続的な経済の発展と快適な暮らしを確保するために環境と経済の調和に努めます。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当部局
市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量	t-CO ₂	・4.0t-CO ₂ (平成 32 年度) ※「岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策)」目標値	環境農林水産部
市域全体の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂		環境農林水産部
事業者たる岸和田市の温室効果ガス排出量	t-CO ₂		環境農林水産部
太陽光発電導入率(設備容量)	%		環境農林水産部
登録自動車に占める次世代自動車の割合	%		環境農林水産部
市民1人当たりの一般家庭普通ごみ排出量	g	・384.2g(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	環境農林水産部
事業系ごみ年間排出量	t	・24,536t(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	環境農林水産部
リサイクル率	%	・18.0%(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン(第4次岸和田市総合計画)第2期戦略計画」目指そう値	環境農林水産部

目標の目安
適切な値に要変更

【各主体の取組】

市民

- 経済的でスマートなライフスタイルを築く省エネルギーに取り組ましよう。
- 徒歩、自転車、次世代自動車、バス・電車など環境にやさしい交通手段を利用しよう。
- フリーマーケットなどを活用し、再使用に努めよう。
- 資源集団回収に積極的に参加しよう。
- 分別収集に協力しよう。
- 使い捨て商品の使用を控え、環境にやさしい素材や製品を積極的に使しよう。

事業者

- 再生可能エネルギーの活用、省エネ型機器の導入、次世代自動車の活用、環境に配慮した製品の購入など、環境に配慮した事業活動を進めよう。
- 自らのエネルギー消費量の把握と削減に努めよう。
- 事業所などから出るごみの減量や資源化を積極的に進めよう。
- 簡易包装や量り売り、環境にやさしい素材や製品の利用に努めよう

市

- 市有施設での再生可能エネルギーや省エネ設備の導入を図ります。
- 国や府の動向を把握し、情報提供を行います。
- 環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や、行動を促す取組を行います。
- 環境教育や環境学習を通じて、ごみ減量・再使用・再資源化についての意識啓発を進めます。
- 集団回収を支援します。
- 不法投棄を防止するため、啓発活動やパトロールに取り組みます。

(1)脱炭素な暮らしや事業活動の推進

①脱炭素なまちづくりの推進

再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりを進めます。

②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進

温室効果ガス排出量削減につながる自発的な行動を促すための情報提供や意識啓発を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用を推進します。

③環境に配慮した移動手段対策の促進

公共交通機関や自転車の利用、次世代自動車への買い換えなど、環境への負荷の少ない交通手段への転換を促します。

(2)減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進

①廃棄物の発生抑制の推進

限りある資源を大切にするとともに、効率的に使用することで環境への負荷を減らす循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、廃棄物の発生抑制に対する

役割と責任を果たす取組を推進します。

②再資源化の推進

資源の循環とごみの減量化を図るため、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進や集団回収を進めていますが、さらなる資源ごみの分別の徹底と資源の循環を図る取組、リフューズやリニューアブルなど新たな取組を推進します。

③適正処理の推進

環境負荷を軽減するため、環境に配慮した廃棄物の適正処理の取組を推進します。

4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する

【目指すまちのすがた】

家庭や職場で環境活動への参加と取組が進み、次世代の育成が図られています。

地球温暖化対策によるカーボンニュートラルの達成、循環型社会及び地域循環共生圏の構築、生物多様性の保全とネイチャーポジティブ（自然再興）など複雑化する環境課題に対して、市民一人ひとりが取り組むために、地域の環境について情報を得る機会の提供に努めます。

「温室効果ガス排出量」や「再生可能エネルギーや次世代自動車の導入状況」は市域全体では地球温暖化対策を推進するため重要な情報です。夏季や祭礼時の熱中症対策のために注意すべき「暑さ指数（WBGT）」は地球温暖化による健康被害を回避するため年齢や職業を問わず広く意識されたい情報です。

アドベンチャーワールドや白浜町（和歌山県）との連携により竹の利活用を推進する「パンドバンププロジェクト」は、地域循環共生圏の構築を目指しながら、様々な市民や事業者が関係プロジェクトを連動させて環境保全の取組と地域の賑わいを生み出す岸和田市の特徴的な取組です。

市の山地部において、本州におけるブナ林の南限に近いとして国の天然記念物に指定されている「和泉葛城山のブナ林」は積極的に保全すべき貴重な自然環境です。

市の丘陵部で古くから市民の暮らしに自然資源が活用されてきた「神於山」は、近代化とともに一時はひどく荒廃しましたが、里山の再生と資源の利活用を再び推進しており、近年では戦国武将 織田信長との関連性が注目されています。また、ため池として大阪府内最大の水面積を持つ「久米田池」は美しい景観と共に渡り鳥の飛来地として市民に愛されています。

市の臨海部では、多様な海洋生物、昆虫や植物が生息し、渡り鳥が飛来する「阪南2区人工干潟」が大阪湾の生態系の豊かさを感じさせ、市内の貴重なウォーターフロントとして今後の整備が期待されます。

これら地域の環境について、体験する機会や学ぶ場の提供を進めるとともに、学びを実践に進展できる機会の提供や活動者のネットワークづくりに努めます。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当部局
地域の環境保全活動数	人	・毎年、増加を目指します。	環境農林水産部

【各主体の取組】

市民

- 環境問題に関心を持ち、様々な情報を入手して理解を深めましょう。
- 様々な環境啓発イベントに積極的に参加しましょう。
- 環境問題について学んだことや考えたことを家族、地域、学校などで積極的に話し合い、行動しましょう。
- 非市場価値にも目を向け、高い生活の質(ウェルビーイング)を追求しましょう。

事業者

- 自らの環境への取組を積極的に公開し、環境に配慮した事業活動への市民の理解を深めましょう。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励しましょう。
- 様々な主体が実施する環境啓発イベントなどに積極的に参加し、または開催を支援しましょう。
- 非市場価値にも目を向け、従業員の高い生活の質(ウェルビーイング)を追求しましょう。

市

- 課題、制度、状況など「情報を得る機会」を提供します。
- 講習会、観察会、イベントなど「学びや体験の機会」を提供します。
- 推奨される取組など「学びを実践に変える機会」を提供します。
- 地域団体の活動情報など「活動する人の連携の機会」を提供します。
- 市民や事業者などによる主体的な活動を支援します。
- 非市場価値に関する情報発信を推進します。

(1)環境に関する情報の公開・提供の推進

環境に関する情報を整備・蓄積し、環境保全活動・環境教育・環境学習に活用します。また、多様な「情報を得る機会」を提供し、非市場価値への理解を促進します。

(2)地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進

市民や事業者と連携し、子どもから高齢者まで幅広い層に対し、「学びや体験の機会」、「学びを実践に変える機会」、「環境保全活動をする人の連携の機会」を提供します。また、市民や事業者などによる主体的な活動を支援します。

こうした地域の環境を保全する担い手には、活動の原動力となる地域への愛着や理解が欠かせません。定量的な情報に限らず、長い時間をかけて築かれてきた岸和田市の歴史・文化・景観についてもふれながら、地域への愛着と理解を促進します。

【基本目標と取組】

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る					
			(1)生物多様性の保全		
			①生態系に配慮した自然環境の保全と創出		
			(A) 拠点や骨格となる自然環境の保全・形成と環境負荷の軽減	「 <u>岸和田市環境保全条例</u> 」、「 <u>岸和田市都市計画マスタープラン</u> 」及び「 <u>岸和田市みどりの基本計画</u> 」等に基づき、環境にやさしい、緑豊かなまちづくりを進め、山から海につながる水とみどりを保全・形成するとともに、 <u>土地の形質変更による環境への影響と負荷の軽減を図ります。</u>	環境農林水産部 まちづくり推進部 建設部
			(B) 多様な生きものの生息・生育環境の保全と調査・研究	関連法令及び「 <u>岸和田市生物多様性地域戦略 2014</u> 」に基づき、貴重な自然環境の保全と調査研究を継続的に推進し、多様な生きものの生息・生育環境の保全を行います。	環境農林水産部 建設部 生涯学習部
			②水とみどりの保全と創出		
			(A) 森林や丘陵地のみどりと農空間の保全と活用	天然記念物に指定されている和泉葛城山のブナ林をはじめ、 <u>自然林・人工林の保全と回復に努めるとともに、里山を保全し、農空間(農地・ため池・水路など)と一体となったまちづくりを進めます。</u> <u>また、これらを保全・活用する担い手の育成に進めます。</u>	環境農林水産部 まちづくり推進部 建設部 生涯学習部
			(B) 河川の整備と維持管理	大阪府と協力・連携して河川における水辺環境の保全と回復を図ると共に、水源地域周辺の森林の保全育成を行います。	環境農林水産部 建設部
			(C) 海辺の保全と活用	大阪府内トッポの漁獲量を誇る岸和田市の漁業を継承するために、国や府、周辺自治体、漁業者等と協力し、関連法令等に基づき、適正な利用と保全に努めます。 <u>また、人工干潟において復元した海岸性の多種に渡る生きものについて調査・研究を継続し、漁業、親水空間の構築などを図ります。</u>	環境農林水産部 生涯学習部
			(D) 市有施設の整備や維持管理と緑化の推進	「 <u>岸和田市みどりの基本計画</u> 」に基づき、公園、緑地、 <u>道路、学校など市有施設の整備と併せて緑化を進めるとともに、市民や事業者と連携した活用や維持管理を進めます。</u> <u>また、屋上緑化や壁面緑化なども含めた民有地の緑化や地域の緑化意識の向上に努め、地域での自主的な緑化活動を支援します。</u>	建設部 まちづくり推進部 教育総務部
			③生きものや自然とのふれあいの促進		
			(A) 生きものや自然にふれる機会の	きしわだ自然資料館を、地域の生きものや自然にふれる拠点として充実させると	環境農林水産部 生涯学習部

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
			充実	もに、企画展や常設展示、学習会等において市民が地域の生物多様性にふれる機会の充実を図ります。	
			(B)多様な主体による生物多様性の保全の推進	地域において、市民団体・事業者・学校などの多様な主体が、自主的に地域の生きものや自然とのふれあいや生物多様性について取り組む活動を支援、促進します。 また、それらの団体が連携した活動の支援を行います。	環境農林水産部
		④外来生物への対応			
			(A)特定外来生物などによる被害の防止	「岸和田市鳥獣被害防止計画」に基づき、対象鳥獣による被害を防止するための対策を講じます。 また、特定外来生物について <u>駆除啓発等による市民の意識向上を図り、被害拡大防止と地域根絶</u> に努めます。	環境農林水産部
			(B)生物多様性についての普及啓発の推進	<u>多様な</u> 主体と連携して、生物多様性について啓発活動を推進するとともに、地域の生物多様性についての情報提供の推進を図ります。	環境農林水産部 生涯学習部
		(2)自然資源の利用促進			
		①豊かな自然資源の活用			
			(A)災害に強い森林づくりの推進	重要地域の保全を図るとともに、里地里山等に広がる二次的自然環境について、多様な主体と連携して持続的な管理を行う取組を推進することで、災害に強い森林づくりに努めます。	環境農林水産部
			(B)間伐材・竹材の有効利用・活用	森林・ <u>竹林</u> 等の適切な管理と整備によって発生した、間伐材や竹材を有効に利活用する方策について検討を進めます。	総合政策部 環境農林水産部 建設部
		(3)農林水産業の安定化			
		①環境と調和・適応した安全・安心な農水産物生産の推進			
			(A)地産地消の推進	<u>岸和田の農水産物の豊かな恵みを味わい、食育等によって、地域の重要な産業であることの認識が広がるように努めます。</u>	環境農林水産部
			(B)安全・安心な農水産物の普及啓発の促進	大阪エコ農産物など環境に配慮した農作物の安全性について、生産者と市民に意識の浸透を図ります。	環境農林水産部
2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する					
		(1)生活環境の保全			
		①健康に過ごせる生活環境の保全			
			(A)大気汚染・悪臭の未然防止と改善	<u>事業者に対して、関係法令等に基づく規制・指導を行い、大気環境のさらなる改善を図ります。</u> <u>次世代自動車</u> の普及に努めるとともに、	環境農林水産部 まちづくり推進部 建設部

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
				<u>公共交通の利用の促進</u>に努めます。 鉄道の立体交差化や道路整備を行い、移動時間の短縮、交通渋滞の解消、交通の円滑化を図り、自動車からの温室効果ガス排出量(CO2)の削減など環境面の改善に努めます。 PM2.5 や光化学オキシダント対策、アスベスト飛散防止対策については国や府と連携・協力し事業者、市民への情報提供、指導を行います。	
			(B)水質汚濁の未然防止と改善	生活排水の<u>適正処理</u>や水辺での美化活動による、<u>河川の水質改善に向けた意識啓発</u>に取り組みます。 <u>事業者に対して、関係法令等に基づく規制・指導及び下水道の適正な維持・管理を行い、水質汚濁の未然防止を図ります。</u> <u>公共用水域及び地下水の水質の監視について、大阪府と連携・協力して行います。</u>	環境農林水産部 下水道河川部
			(C)騒音・振動の未然防止と改善	自動車交通騒音・振動については、周辺自治体などと連携し、国や道路管理者に対して<u>生活環境の保全</u>を働きかけます。 工事現場や事業所からの騒音・振動については、事業者に対して、関係法令等に基づく規制・指導を行います。 航空機からの騒音については、周辺自治体と連携し、国や空港管理者に対して環境・安全対策の推進を働きかけます。 生活騒音など<u>近隣関係</u>に起因するトラブルについては、啓発などを進めるとともに適切な助言を行います。	環境農林水産部
			(D)土壌環境の保全	土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者に対して、<u>関係法令等に基づく規制・指導</u>を行います。 なお、土壌汚染が判明した際は、<u>土地所有者に対して、関係法令等に基づく規制・指導</u>を行います。 また、地盤沈下の状況は、<u>大阪府と連携して情報を収集</u>します。	環境農林水産部
			(E)公害等の苦情への対応	典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)を中心に苦情を受け付け、迅速な対応と体制の整備に努めます。 また、<u>国や府と</u>連携し適切な対応に努めます。	環境農林水産部
			②新たな環境課題への対応		

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
			(A) 新たな環境課題への対策の充実	ダイオキシン類などの有害物質に指定されている物質については、常時監視を <u>実施</u> します。 <u>また</u> 、国や府と連携して有害化学物質に関する情報を収集しホームページや広報誌等により情報提供を <u>行うとともに</u> 、新たな環境課題へ <u>対応をする</u> 体制の整備に努めます。	環境農林水産部
			(B) 環境影響評価制度の運用	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価制度に基づく意見を述べるに当たり、環境に配慮した事業計画となるよう「岸和田市環境影響評価専門委員会」に諮問します。	環境農林水産部
(2) 快適で美しいまちづくりの推進					
① 快適環境の保全とモラル・マナーの向上					
			(A) 環境美化活動の推進	美しく潤いのある快適な環境づくりを進めるため、公園美化ボランティアや岸和田ファミリーロードプログラムなど、身近な公園や道路、河川・水路などでの市民や事業者の自主的な環境美化活動を促進し、これらの活動に対して支援を行います。	環境農林水産部 建設部
			(B) ごみのポイ捨て防止等の啓発活動の推進	市民一人ひとりの快適な環境に対する意識の醸成とモラル・マナーの向上を図るために、ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの持ち帰り、 <u>落書きの防止等</u> について、啓発看板の設置や情報の提供・啓発を推進します。	環境農林水産部
			(C) あき地や空き家等危険家屋の管理について適切な措置の推進	あき地や空き家の雑草及び不法投棄されたごみの処分など、所有者に対して適切な管理について指導を行います。 <u>また</u> 、危険家屋については、関係部局と連携を図りつつ、所有者に対し適切な措置を求めます。	環境農林水産部 まちづくり推進部
② 地域の特性に応じた景観の保全と創造					
			(A) 景観の保全・創造	歴史と伝統を感じさせる景観、豊かな自然とふれあいのある景観、都市的魅力にあふれた景観など地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、技術活動等との調和による良好な景観形成と <u>景観資源の発掘</u> に努めます。 <u>また</u> 、一定規模以上の民間の行為者並びに <u>市有</u> 施設整備に際しては景観形成基準との整合について届出・通知を通じ誘導を図ります。	まちづくり推進部 生涯学習部
			(B) 文化財の指定・登録と保全・活用	地域の歴史・文化・自然資源のうち、特に歴史的価値や学術的価値の高いものを関係機関とともに、文化財として指定・登録する	環境農林水産部 生涯学習部

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
				ことにより保全・活用に努めます。 <u>また</u>、市民が地域の歴史・文化・自然に親しめる環境づくりを進めるために、<u>啓発活動</u>や説明板の設置を行います。	
			(3)健康で安全な暮らしの推進		
			①環境変化による被害の回避		
			(A)熱中症や感染症への対策	気候変動等の影響と考えられる熱中症や深刻な感染症の発生について、市域の状況把握、対策実施の啓発、関係機関との連携に努めます。	市民健康部 環境農林水産部 消防本部
			(B)気候変動に起因する災害への対策	気候変動等の影響と考えられる局地的な大雨等の災害について、市域の状況把握と防災に努めます。	危機管理部
3 持続可能な循環型社会を形成する					
			(1)脱炭素な暮らしや事業活動の推進		
			①脱炭素なまちづくりの推進		
			(A)エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進	脱炭素社会や新たなエネルギー社会の構築のため、環境に配慮したまちづくりを検討します。 <u>また</u>、エネルギーの効率的な活用だけでなく、災害時などにおいても安定的にエネルギーが供給されるよう自立・分散型のエネルギーシステムの構築を<u>推奨</u>します。	危機管理部 環境農林水産部 まちづくり推進部
			(B)脱炭素なまちづくりの実現に向けた取組の推進	<u>市有施設における</u>環境負荷の少ないエネルギー調達を<u>推進</u>します。 <u>また</u>、建て替えや新規建築を行う市民や事業者に対して、環境に配慮したまちづくりの<u>実践を推奨</u>します。	環境農林水産部 まちづくり推進部 建設部
			(C)間伐材の有効活用	森林・<u>竹林</u>の適切な維持管理により発生した間伐材の有効活用を進めます。	環境農林水産部
			②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進		
			(A)市有施設における省エネ対策・再生可能エネルギー活用の推進	市有施設の長寿命化を図るとともに、<u>新築や改修等と併せて</u>省エネ対策や再生可能エネルギーの<u>導入を推進することにより、費用対効果の高い市有施設の脱炭素を推進</u>します。	環境農林水産部 建設部
			(B)環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発	市民への啓発によって地球温暖化<u>対策</u>への関心を喚起し、環境に配慮したライフスタイルの<u>実践のための</u>情報を提供するとともに、再生可能エネルギー設備導入を支援します。 <u>また</u>、事業者に対しては、省エネルギー対策に関する情報提供や省エネルギー機器の導入、エコ改修の情報を提供します。	環境農林水産部 魅力創造部
			③環境に配慮した移動手段対策の促進		

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
			(A)環境負荷の少ない公共交通と移動手段の構築	岸和田市交通まちづくりアクションプランに基づき、利便性と環境負荷の低減を兼ね備えた公共交通の確立を推進するとともに、歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の環境改善、民間事業者と連携したカーシェアリングやコミュニティサイクルなどを推進します。 また、自転車や公共交通機関の利用を促すため、ノーマイカーデーやエコ通勤などの普及啓発を行います。	環境農林水産部 まちづくり推進部 建設部
(2)減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進					
①廃棄物の発生抑制の推進					
			(A)ごみの減量化推進	家庭と事業所ともに減量化(リデュース)と再使用(リユース)に優先的に取り組む意識を定着させ、ごみの減量化を推進します。 また、意識啓発や情報提供、排出者責任の周知等により、ごみを出さない生活意識の浸透を図ります。	環境農林水産部
②再資源化の推進					
			(B)ごみの再資源化の推進	家庭や事業所ともに排出される資源ごみの分別を徹底することで、ごみの再資源化を推進します。 また、意識啓発や情報提供、排出者責任の周知、資源の分別回収品目の追加の検討等を行うことにより、再資源化を推進します。	環境農林水産部
③適正処理の推進					
			(A)不法投棄対策の推進	不法投棄を防止し、分別排出ルール周知に努め、「岸和田市きれいなまちづくり条例」の適切な運用により、快適な生活環境の確保を推進します。 また、廃棄物の不適正処理や不法投棄に対して、大阪府と連携し適切な対応に努めます。	環境農林水産部
			(B)環境負荷の少ない適正処理・処分の実施	効率的で環境負荷の少ない収集を行うため継続的に改善します。 また、限られた最終処分場を大切に、長期間にわたって使うため、埋立処分量の削減に努めます。	環境農林水産部
4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進する					
(1)環境に関する情報の公開・提供の推進					
			(A)市内の自然や文化財等の情報提供	市民や事業者と連携し、自然や文化財の情報を積極的に収集するとともに、広報誌、ホームページ、きしわだ自然資料館等を活用し情報提供を行います。	環境農林水産部 生涯学習部
			(B)環境情報の収	市民や事業者と連携し、イベントや勉強会	環境農林水産部

基本目標	取組の柱	取組方針	施策	主な取組	主な担当部局
			集・情報の提供	を開催し、環境 <u>保全</u> に関する情報を発信します。 <u>また</u> 、きしわだ自然資料館等による市域の調査・分析・研究成果を自然環境保全の成果指標や取組の見直しに活用します。	<u>生涯学習部</u>
(2)地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進					
			(A)体験学習を取り入れた環境教育の推進	自然観察、整備体験、農業体験など体験学習を導入した環境教育を推進します。	<u>環境農林水産部</u> <u>建設部</u> <u>学校教育部</u> <u>生涯学習部</u>
			(B)人材の育成と推進人材の派遣	環境 <u>教育</u> や活動等に参加 <u>できる機会等を通じて環境保全に関わる</u> 人材の育成を行います。 <u>また</u> 、職員や環境団体・ <u>事業者</u> 、 <u>専門家など環境保全の取組を推進する人材</u> を学校や自治会の要請に応じて、講師として派遣します。	<u>環境農林水産部</u> <u>学校教育部</u> <u>生涯学習部</u>

第4章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制

①庁内体制

本計画の推進及び進行管理を行う庁内組織として、「岸和田市環境計画等推進会議」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、庁内の各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

②環境審議会

学識経験者、公共的団体等の代表者、公募した市民によって「岸和田市環境審議会」を構成します。

環境の保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に計画審議し、見直し方針などを検討します。

③環境影響評価専門委員会

学識経験者によって「岸和田市環境影響評価専門委員会」を構成します。

大規模な開発計画の環境影響評価（環境アセスメント）が行われる場合に専門的な知見に基づいて調査や審議を行います。

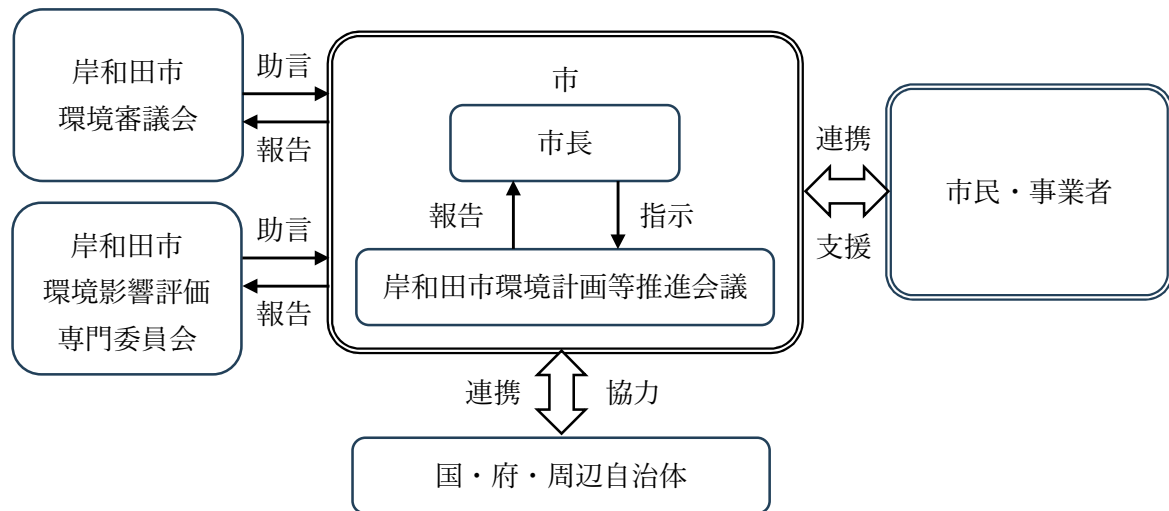
④市民・事業者・市

市民・事業者・市は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的かつ効果的な連携のもとに取組を進めます。

⑤広域的な連携体制

広域的な課題に取り組むため、国や府、周辺自治体と連携を進め、取り組みます。

【計画の推進体制】



2 計画の進行管理

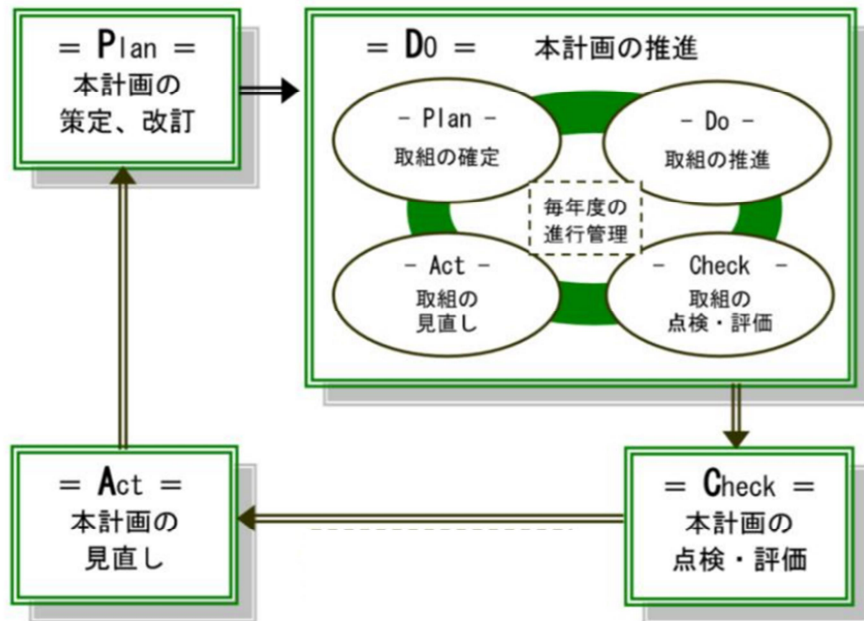
①環境白書を通じた見直し（毎年度実施）

環境指標を用いた計画の進捗状況及び環境施策の取組状況などについて取りまとめた「岸和田市環境白書」を毎年度作成し、市民や事業者に公表することにより、取組の点検・評価と見直しを行います。

また、岸和田市環境審議会で審議を行い、助言を得て、取組の見直しを行います。

②計画全体の見直し

本計画は、令和17年度（2035年度）を目標年度としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に関わる見直しを行います。



③環境指標

環境指標については、総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、個別計画が更新された時点で、目標値についても更新を行うものとします。その他の指標については、毎年、数値が改善されることを目標の目安として、環境指標の検証を行います。

なお、環境指標は社会情勢や技術変化等を考慮し、環境審議会での意見等を踏まえ、適時見直しを行います。

岸和田市環境計画

令和9年■月

発行：岸和田市
〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

編集：岸和田市 環境農林水産部 環境保全課
〒596-0825 岸和田市土生町二丁目4番 30 号
TEL 072-423-9463

